

議員の派遣について（大阪市会議員海外視察団）

令和 7 年 5 月 2 7 日

地方自治法第 100 条第 13 項及び大阪市会会議規則第 92 条の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

記

大阪市会議員海外視察団

（１）派遣目的

ロンドン市、アムステルダム市における教育施策、経済施策、都市戦略、交通施策等の都市行政調査

（２）派遣場所

ロンドン市（英国）

アムステルダム市（オランダ王国）

（３）派遣期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 9 日まで

（４）派遣議員

藤田あきら

中田光一郎

藤岡 寛和

宮脇 希

坂井はじめ

黒田まりこ

山田 かな

杉田 忠裕

土岐 恭生

西崎 照明

鈴木 理恵

南 隆文

[参照]

○地方自治法第 100 条第 13 項

議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。

○大阪市会会議規則第 92 条

法第 100 条第 13 項の規定により議員を派遣しようとするときは、市会の議決でこれを決定する。但し、緊急を要する場合又は閉会中にあっては、議長において議員の派遣を決定することができる。